

令和3年4月8日

保護者様

五島市立三井楽小学校

校長 小嶋 和 徳

令和3年度 学校生活について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。新年度が始まり、学校には元気な子ども達の声が響いています。

さて、今年度も、子ども達が楽しく安全に学校生活が過ごせるように下記の点について、学校で指導しております。

つきましては、御家庭におかれましても、お子様と一緒に御確認いただき、御指導をお願いいたします。

記

(1) 登校・下校に関すること

- ・ 7時30分から7時50分をめぐりに登校する。
- ・ 登校後、忘れ物があっても取りに帰らない。
- ・ 欠席や遅刻は、保護者が連絡する。
- ・ 決められた通学路を通して登下校を行う。
- ・ 授業が終了したら、すぐに下校する。

完全下校時刻・・・1年 14：40

2年 水曜日以外14：40 水15：35

3年 月火14：40 水木金15：35

4～6年 15：35

※原則として学校には残らない。また、下校については学年ごとに同じ方向へ帰る児童同士で行う。

※家庭の事情等があつて残る場合は、必ず担任に報告する。

※体調不良等で早退する場合、保護者と下校する。児童だけでは下校しない。

(2) 校内での生活に関すること

- ・学習に必要なもの（金銭含む）は、持ってこない。
- ・廊下では、はさみ歩き（走らない、騒がない、右側通行）をする。
- ・給食後は歯磨きをする。
- ・図工等で刃物類を使用する場合は、担任に預け、児童だけでは使わない。
- ・1年生は年間を通して名札を付ける。
- ・学校の外にボールが出た場合は、教師と一緒に取りに行く。

(3) その他

- ・帰宅時刻（4月～8月・・・18時，9月～3月・・・17時）を守る。
- ・学校の敷地内では菓子類等の飲食はしない（休日や社会体育も同様）。
- ・マッチやライター，刃物などの危険物は，大人と一緒に使用する。
- ・ゲームセンターやカラオケ，ボウリング場への入場は，保護者同伴とする。
- ・エアガンやレーザーポインターは使用を禁止する。（長崎県少年保護育成条例）
- ・見知らぬ人に誘われても付いて行かない。
- ・パソコンや携帯電話，スマートフォンは，家庭でルールを決めてから使う。
- ・自転車に乗るときは，ヘルメットを着用し，乗車範囲を守る。

※乗車範囲 1・2年 公道では乗らない

3～6年 校区内のみ

（浜窄地区，岳地区，濱ノ畔地区への相互の乗り入れはしない）

- ・天候，場所に応じた衣類調節をし，体調に応じた服装に心がける。
- ・寒い時は，ポケットや袖口に手を入れたりせず，手袋を着用する。
- ・上着のフードは，原則としてかぶらない。
- ・体調不良の時のみ携帯かいろを使用してよいが，保護者が担任に連絡帳等で知らせる。また，学校のごみ箱に捨てず家庭に持ち帰る。